令和３年第１２回 伊仙町農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和３年１２月１７日（金）午前９：００～

２．開催場所　中央公民館ホール

３．出席委員（１２人）

会　長	１番　宮永　誠
副会長	２番　義山　太志
	３番　福山　宣太
	４番
	５番　稲村　英治
	６番　藤島　正廣
	７番　平山　純一郎
	８番　富本　太地
	９番
	１０番　實　穣二
	１１番　基山　美奈子
	１２番　森　三江子
	１３番　重原　明美
	１４番　政岡　廣子

推進委員（５名）

	１番　琉　将士
	２番　幸山　真悟
	３番　徳　範文
	４番　實村　秀樹
	５番
	６番　重　翔太

４．欠席委員　４番　田中　秀樹、９番　樺山　哲博
　欠席推進委員　５番　徳山　実

５．議事日程
第１　農業経営基盤強化促進法　基本要綱について
第２　農地法第３条許可申請について（２件）

第３　農地法第４条許可申請について（４件）
第４　現況証明願いについて（１件）
第５　農業経営基盤強化促進事業について（４件）
第６　農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について（１７件）
第７　農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（１件）

６．農業委員会事務局員
事務局長　　豊島　克仁
主事補　　酒勺　英樹

会議の概要

事務局　おはようございます。定刻になりましたので只今から令和３年第１２回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会　長　皆さん、おはようございます。１４日から工場も稼働ということで、いよいよ製糖時期、本格的になりました。また、年末お忙しい時期ですので、慌てて本当にですね。怪我など事故など無いよう、本当に気を付けて年末、農繁期を過ごしていただけたらなと思います。時間も無いのでさっそくですね。議事に入りたいと思いますがよろしくお願いいたします。

事務局　宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員１４名中１２名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員６名中５名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議　長　それでは、これより議事に入ります。まず、日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
伊仙町農業委員会会議規則第１４条第２項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議　長　　それでは、議事録署名委員は、１２番委員、７番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第１を終わります。

次に日程第２、議案第１号「農業経営基盤強化促進法　基本要綱について」を議題に供します。説明を経済課の方からお願いします。

経済課　　皆さん、おはようございます。経済課で農政を担当している加納と申します。よろしくお願いいたします。

本日なんですけども、皆さん、手元にある資料を見ていただきたいんですけども。伊仙町担い手育成総合支援協議会アクションプログラムというのと農業経営基盤強化促進に係る基本的構想というものがあるかと思います。

これが何なのかというと、県全体でですね。５年おきに策定するプログラムと基本的な構想を５年おきに策定しなければならないということになっておりまして、この内容がですね。農業委員会の方で諮らないといけないルールになっております。今回、この場をお借りした次第でございます。皆さん、ちょっとお時間を頂戴して、よろしくお願いいたします。

まず、アクションプログラムの方なんですけども、５年おきの更新なので、ほぼ内容・文面は変わらないんですね。毎年。それが通例になってるって言ったら変ですけど、内容が変わったところだけ、ちょっとお時間をいただいて説明させていただきたいと思います。

皆さん、アクションプログラムの方の５ページ目です。担い手の確保・育成の目標の数字と５．農地の有効利用の推進の目標、（２）農地中間管理事業の推進等により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進の目標設定ですね。こちら、ちょっと数字が変わって最新のものになっておりますので、ちょっと説明させていただきたいと思います。

まず４番、担い手の確保・達成の目標なんですけども。令和２年度の実績がですね。担い手全体で９１名。内訳ですね。認定農業者が８６名、うち個人が７８名、法人が８団体となっております。集落営農は、伊仙町はございませんので０、認定新規農業者が５名、その他２２名。その他というのは、基本構想の水準到達者となっております。基本構想に関して、ちょっと次に説明させていただきたいと思います。令和７年度。これは、５年おきの目標を設定しますので、担い手ですね。１２８名を設定しております。また計算でいうと、１年に５名から６名程度の増量を見込んでの計算で書かれております。認定農業者、内訳ですね。１１３名、うち個人が１０３名、うち法人が１３団体を予定しております。年１法人

をちょっと目指して、５年後に１３法人くらいのちょっと基盤で強い方向でいきたいなと考えております。集落営農が年１、これも増を目指して５団体、５集落ですね。認定新規就農者が年１人で７年度には、１０名目指して頑張りたいと思っております。その他３２名、年２人を計算して計上しております。

５番、農地の有効利用の推進の目標でございますが、耕地面積、ここはほぼ変わらずですね。令和２年度 2,400ha あります。2,400 丁歩ですね。うち効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の占める面積、今、現在、令和２年度ですね。1,216ha ございます。これは農林業センサスからの数字を拾ったものになります。目標令和７年度ですね。耕地面積というのは変わりませんので、2,400 ございます。これを 80％までの占める面積と目標を設定しておりますので、1,920ha とさせていただいております。

（２）ですね。⑴以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標なんですけども、現在、荒廃農地ですね。遊休農地面積、農用地区区域内では、１．３丁歩ですね。これ、数字は農地調査パトロールがありまして、農業委員会が行っている数値から拾っております。皆さん、もうちょっと多いんじゃないかと感じるんと思うんですけども、これがですね。土地の地番が確定している部分のみをあげておりますので、この数字がでております。これ、平成２７年度の策定では、２丁歩ほどの耕作放棄地がございましたので、皆さん、土地をちゃんと使っているような数値になっています。これは、令和７年度の目標で１丁歩まで減らしていこうとする数値になっております。アクションプログラムに関しては、以上となっております。

では、基本的な強化の構想に関して、変更点から行きたいと思います。

まず、３ページ目ですね。３ページ目の３の農業構造確立のための経営目標というものがありますが、ここの数字が書かれてる部分ですね。主たる農業者１人当たり３５０万程度ですね。これは年間農業所得ですね。これを３３５万から３５０万程度に変更しております。ここの数字の根拠というのが、この１枚紙、皆さん、ありますか。手元に。平成３０年度市町村民所得推計資料指標というのがあるんですけど、ここの数字で徳之島町、天城町、伊仙町の３町を足して案分した数字が３５０万になっております。これが平均的な農業所得を目指したら、皆さんが普通の暮らしができるという数字になっております。これ、５年前だと３町各々で作られたんですけど、もう統一しようということで、県からの指導もありまして、３５０万に設定しましょうという流れになっております。３５０万が何なのかといいましたら、認定農業者の設定の数値ですね。これが３５０万になってくるというものになります。

次の変更点が１９ページ目と２０ページ目になるんですけども、皆さんにお配りしてる新旧対照表というのがありますが、ここが法改正によって、内容が変わ

ってるところになります。ちょっと変わってる点だけをいきたいと思いますがよろしいですか。この対照表の１５ページからいきたいと思います。１５ページ下から３行目ですね。⑥のイの部分ですね。旧ですね。平成２７年から５か年設定されたものが⑥のイそのものは毎事業年度の終了３か月以内に農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４条、以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、というものが施行規則による修正がでておりまして、農地法施行規則（昭和２７年農林水産省令第７９号、以下、「規則」という。）第６０条の２各号で定めるところにより、という変更があります。

次のページですね。１６ページにいきまして、賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない。という変更がありまして、旧の方は、市町村長の方に報告しなければならない。というような要綱になっておりました。

そのまま下の方にいって、（１２）の方ですね。農業委員会への報告。伊仙町は、農地所有適格法人以外の法人等から農用地の利用状況の報告（規則第１６条の２）があった場合は、その写しを伊仙町農業委員会に提出するものとする。を削除になっております。（１３）紛争の処理がこのまま（１２）になりますので、新の方が（１２）から（１３）（１４）へと続く変更へとなっております。

文章の変更については、以上なんですけども、資料の説明としましては、５ページ目ですね。農業経営の基本的な指標というものがあるんですけども、これが営農累計といいまして、伊仙町で農業を始められる方、農業をしている方の指標の数字が書かれてるものになります。例えば、1行目ですと工芸作物と作業受託。これはキビのみのものを書いておりますが、さとうきびでいうと１１．８丁歩、受託で２０丁歩あれば、３５０万以上を達成できるというような数字ですね。肉用牛専門であれば、生産牛５０頭、飼料作物５丁歩あれば３５０万達成できるという数字になっております。皆さん、畑かんで多いんじゃないかと思うと思うんですけど、これの根拠がですね。営農累計シュミレーションシステム２０２１ていうのがあるんですけども。これが何かといいましたら、ここに牛舎ですとか、堆肥場あとトラクターとかロールベーラとかディスクモアですね。を新品で入れたときに、原価償却を計算して年間の所得を出すというはめ込みのシステムがあるんですけど、そこの数字から拾ったものをここに記載してるというような内容になっております。肉用牛と露地野菜であれば、生産牛が２０頭、飼料作物が２丁歩、バレイショが２．４丁歩、カボチャが０．２ha であれば３５０万以上を達成する。そこに付属する機械としては、トラクターであるとか管理機、堆肥場とかですね。動噴、噴霧機ですね。とかを新品で入れたときに、減価償却を兼ねると３５０万以上を達成できますよという数字が書かれてるというものになります。

これが認定農業者ですとか認定新規農業者の主な指標になってくるという数字

が書かれているということになっております。例えば、トラクターをもっと中古にするとか堆肥場を身内の方で建てるとかであれば、もっとショックは上がっていくという計算で、あくまでこの営農累計シュミレーションに合わせた新品のものを入れたときの数値が書かれてるので、ちょっと高く設定されてるというふうになっております。このような内容で伊仙町の基本的な構想をですね。認定していただきたく、今回は提出となりましたのでよろしくお願いいたします。

何か質問等あれば、お願いいたします。

６　番　　ちょうど今、説明したサトウキビだったら２０丁歩、こういうので３５０万という数字。こういう指導の仕方をすると誰もする人がおらなくなるんじゃないかなと思いますけど。例えば、肉用牛でも３５０万で５０頭とか５０丁歩とか。普通に働いたら年収、人間が１人、３５０万所得それを考えたら誰もしたがらなくなるんじゃないかと思いますけど、どうですかね。

議　長　　あくまでもこれは、基本構想でね。

６　番　　構想もこういう構想をね。新しく農業をされる方にこうだよというのは、ちょっと。

議　　長　　さっきの３町の所得の平均で３５０万ちゅうことだから、まずそこに伊仙町はいってないわけですね。だから、まず、そこに乗せようというまあ現実的な。本当は４００万、５００万のね。

６　番　　そうじゃなしに規模を言ってるわけですよ。規模を。規模をこういう規模でね。３５０万と出されたら。それは、伊仙町は２００万、２５０万くらいかも分からないけど、全体的に平均の規模というのは、全然違うからね。例えば、肉用牛で５０頭持ってる人に、実際はもっともっと１、０００万とか2，０００万とかあるんじゃないかと私は思っております。

議　長　　売り上げはですね。売り上げはもちろんよ。２，０００万。もちろん自分なんかも超えてますよ。だけどこれは所得だから。

経済課　　所得とあとは買ってる機械の原価償却があるので、それを何百万かで買って、１０年で原価償却するその数値を見たときの所得。営農累計シュミレーションというので出してるので。単年度的な所得ではなく、長い目で見たみたときにこれくらいとかそういう計算で出しております。安定的な収入が得られるという水準

ですね。

議　長　　まあ、一つのなんちゅうかな基準というかね。まあ、これは机上のあれですけどね。これが合ってるとは、もちろん言えないけどね。一つの構想を作らないといけないということで理解していただきたいと思います。

６　番　　それともう一つ、質問良いですか。５の農地の有効利用の推進の目標というところで、この面積の説明をもう一度。分かりにくいからですね。

経済課　　ちょっと簡単に言いますと、５の（１）ということですね。これは皆さんが使ってる農地利用の面積で農地中間管理事業ですとか利用権の設定の促進事業、農用地利用集積円滑化事業による借入農地の他に自己所有地と農作業受託の合計面積を書いてる数字になります。事業を使ってやった面積と自己所有の農地、あと農作業受託してる農地を全部含めたのが２，４００丁歩、伊仙町内にありますよちゅう数字ですね。これがこの部分で拾われてる部分になります。

議　長　　ほぼ増減しない。

経済課　　そうですね。増えることは無いですね。

議　長　　減ることの方が。

経済課　　何か建てたりだとか施設を建てたりしたら、減るものですけど増えはしない。

議　長　　すいません。他にございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　よろしいですね。この説明ございましたが、農業経営基盤強化促進法基本構想についてということで、賛成の方は採決をいたします。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、決定いたしました。

経済課　　ありがとうございました。

議　長　　それでは日程第２を終わります。
　次に日程第３議案第２号「農地法第３条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農地法第３条許可申請は、１議案２件です。
　議案第２号について、受付番号８１号から受付番号８２号、所有権移転に関する件です。受付番号８１号については、譲受人は検福在住で、譲渡人も検福です。申請農地は大字検福の畑で面積は 11,455 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。次に受付番号８２号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は広島県在住です。申請農地は大字伊仙と阿三の畑で面積は 5,867 ㎡となっています。申請事由としましては贈与です。受付番号８１号から８２号は別添の調査書のあるとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは只今の説明に関連して、受付番号８１号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

６　番　　農地法３条許可申請について、受付番号８１号について、先般、担当委員とですね。調査しました。これは親子でですね。何も問題無いんじゃないかとと思われます。畑の状況ですが、一番上の伊加畑ですね。これはジャガイモです。そして鍋岩と書いている所がカボチャです。３筆。そして由呉これもジャガイモになっております。皆さんの審議よろしくお願いしたいと思います。

１２番　　農地法第３条委許可申請８１号について、只今、６番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号８１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号８１号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、８１号は、原案のとおり決定しました。
　受付番号８２号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

７　番　　農地法３条許可申請８２号について、ご説明いたします。先日、３番委員、４番推進委員と共に調査した結果、農地法第３条第２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議お願いいたします。なお、上から２筆がジャガイモ、あとの２筆がキビ、そしてあと２筆がジャガイモとなってました。以上です。

３　番　　８２号につきましては、只今、７番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号８２号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。８２号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、８２号は、原案のとおり決定しました。
　これで日程第３議案第２号「農地法第３条許可申請について」を終わります。
　次に、日程第４議案第３号「農地法第４条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農地法第４条許可申請は、１議案４件です。議案第３号について、受付番号３号から受付番号６号について説明いたします。受付番号４号については、申請人は、喜念在住で農協牛舎を建設予定です。建築面積については 195 ㎡ですが、既存の牛舎があり、既存施設に関しては、転用申請を申請していませんでしたので、追認という形での申請になりますので、全体の建築面積といたしましては、445 ㎡となります。次に、受付番号３号については、申請人は、木之香在住で、

住居の増築を計画しています。こちらの既存牛舎が転用申請を申請せずに建築されていたうえ、既存の住居の面積が約 79 ㎡で倉庫が 48 ㎡、増築する部分が 33 ㎡で全体の建築面積といたしましては、160 ㎡となります。次に受付番号５号については、申請人は、犬田布在住でこちらも農協牛舎を建設予定です。建築面積は 243 ㎡です。次に、受付番号６号については、申請人は、小島在住でこちらも農協牛舎を建設予定です。建築面積は 240 ㎡です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号４号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１４番　　農地法第４条許可申請４号につきまして、ご説明いたします。こちらは、先月１１月に農地の利用変更があったところでございます。何ら問題無いかと思われますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

１　番　　農地法４条許可申請について、只今、１４番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議よろしくお願いします。

議　長　　それでは、受付番号４号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号４号は原案のとおり決定しました。
　次に受付番号３号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１３番　　農地法第４条許可申請第３号について、ご説明いたします。先日、５番委員と６番推進委員と共に調査しました。先程、事務局から説明がありまして、今回、増築と既存と一緒にということです。よろしくお願いいたします。

５　番　　受付番号３号につきましては、只今、１３番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。受付番号３号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号３号は原案のとおり決定しました。
　次に受付番号５号、６号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番　　農地法第４条許可申請第について、５号、６号、説明いたします。先日、１１番委員と５番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思いますので皆様の審議よろしくお願いします。

１１番　　農地法第４条許可申請５号、６号につきましては、只今、１０番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号５号、６号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号５号、６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号５号、６号は原案のとおり決定しました。
　日程第４議案第３号「農地法第４条許可申請について」を終了いたします。

次に日程第５議案第４号「現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の現況証明願いについては、１議案１件です。議案第４号について説明します。受付番号１４号については、お手元の資料のとおりで、畑から雑種地への変更です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　それでは、受付番号１４号の説明を現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２　番　現況証明願いについて、第１４号について、説明いたします。先日、１３番委員と調査した結果、何の問題も無いと思われます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。前、バレイショを買っていた場所で今、さら地としてやっていました。以上です。

１３番　第１４号につきましては、只今、２番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　はい、ありがとうございます。それでは、受付番号１４号について、質疑を行いますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　無いようですので、採決いたします。受付番号１４号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　全員賛成ですので、受付番号１４号は申請書のとおり決定しました。
これで日程第５議案第４号「現況証明願いについて」を終わります。
次に日程第６議案第５号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　今月の農業経営基盤強化促進事業については、１議案４件です。議案第５号について、受付番号２４号から受付番号２８号は、お手元の資料のとおりで賃貸借になります。受付番号２６号、２７号は、再更新です。以上で議案の朗読及び説

明を終わります。

議　長　　それでは受付番号２４号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

８　番　　農業経営基盤強化促進事業２４号につきまして、ご説明いたします。先日、９番委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いします。現況といたしましては、コーヒーが植えてあります。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号２４号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号２４号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、２４号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号２８号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３　番　　農業経営強化促進事業２８号について、説明いたします。４番委員が欠席の為、私の方で説明いたします。先日、４番委員、３番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。現況は、サトウキビです。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号２８号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号２８号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、２８号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号２６号、２７号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番　　農業経営強化促進事業について、２６号、２７号について、説明いたします。
１３番委員、５番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思いますので。
２６号は牧草、２７号はキビが植えてありました。よろしくお願いします。

１３番　　２６号、２７号につきましては、只今の１０番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより２６号、２７号一括して、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号２６、２７号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、２６、２７号は、原案のとおり決定しました。
　これで日程第６議案第５号「農業経営基盤強化促進事業について」を終わります。
　次に日程第７議案第６号「農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）については、１議案１７件です。議案第６号について、受付番号４２号から受付番号５８号は、お手元の資料のとおりで賃貸借と使用貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは受付番号４２号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説

明をお願いいたします。

１４番　　農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）４２号について、ご説明いたします。先日、１０番委員、５番推進委員と調査いたしました結果、申請書のとおりで何ら問題は無いかと思われます。そして、上の２筆がバレイショとなっています。そして、下の１筆がサトウキビという状況であります。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

１０番　　只今、１４番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくお願いします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号４２号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号４２号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、４２号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号４３号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１　番　　それでは、農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）４３号について、説明いたします。先日、６番委員、１番推進委員と共に調査の結果、継続の申請であります。書類のとおり、何の問題は無いと思われます。現況は、上の３筆がサトウキビ、下の３筆がバレイショを植え付けている状況であります。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

６　番　　４３号について、只今、１番委員の説明のあったとおりであります。ご審議よろしくお願いします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより４３号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。４３号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号４３号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号４４号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

７　番　　農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について、ご説明いたします。４４号について、ご説明いたします。先日、４番委員、４番推進委員と共に調査した結果、何ら問題は無く、申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。７筆の内の上から６筆がキビで、１番下の方がジャガイモでした。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号４４号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号４４号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、４４号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号４５、４６、４７、４８、４９、５０号、担当委員が一緒ということで一括して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３　番　　農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）４５、４６、４７、４８、４９、５０号まで一括して、説明いたします。先日、４番委員、３番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりで何ら問題は無いと思われますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。４５号、４６号、４７号、４８号までが全て

サトウキビです。４９号は牧草が植えられてまして、５０号もサトウキビです。全て、更新の場所です。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号４５、４６、４７、４８、４９、５０号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号４５、４６、４７、４８、４９、５０号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、４５、４６、４７、４８、４９、５０号は、原案のとおり決定いたしました。

次に受付番号５１号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１３番　　５１号について、ご説明いたします。先日、５番委員と６番推進委員と共に調査しました。そして、１１１６－５が春植予定、そして、その下の６の方がキビが植えられております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

５　番　　受付番号５１号につきましては、只今、１３番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。これより５１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号５１号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、５１号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号５２、５３、５４、５５、５６、５７、５８号、担当委員の方が同一ですので一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番　農業経営基盤強化促進事業（中間管理事業）について、５２号から５８号までご説明いたします。先日、１０番委員、５番推進委員と共に調査した結果、何ら問題は無いと思われます。上から順番に言いまして、５２号につきましてはキビ、５３号もキビ、５４号もキビ、５５号につきましては、一枚７反の畑の中の内の２筆となっております。１筆がキビ、１筆がジャガイモとなっております。５７号につきましてもキビ、５８号につきましてもキビです。以上です。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

１０番　只今、１１番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。これより受付番号５２、５３、５４、５５、５６、５７、５８号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　無いようですので、採決いたします。受付番号５２、５３、５４、５５、５６、５７、５８号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　全員賛成ですので、受付番号５２、５３、５４、５５、５６、５７、５８号は、原案のとおり決定しました。これで日程第７議案第６号「農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について」を終了します。

次に日程第８議案第７号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、１議案１件です。議案第７号について、受付番号２１号は、お手元の資料のとおりで畜産基盤総合整備事業による牛舎建設のためです。申請地は畑総地内にあるんですが、畑総の際の地区外を１か所に集めた場所になるので問題は無いと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号２１号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番　　農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、２１号についてご説明いたします。先日、１０番委員、５番推進委員と共に調査いたしました。整備事業ということで約 13,000 ㎡の内の 3,000 ㎡の畑なんですけど、これは分筆済みで、この 3,000 ㎡の中に牛舎を建築ということでした。キビ作の後で荒れてる状況です。問題無いと思われますので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

１０番　　只今、１１番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしくお願いします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号２１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。２１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号２１号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

　これで日程第８議案第７号「農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を終わります。

　次にその他でございますが、何かございませんか。

事務局　　すいません。その他でなんですが、先日ですね。上晴地区である牛舎の件で、ちょっとこの前のブロック会議でも会長から質問が挙がってたのですが、工期に遡ることができるという件があるのですが、その説明をこの前県の方で受けてきたので、説明したいと思うのですが。工事完了公告が平成３０年に公告されてるのですが、その３０年の公告されてる文面にですね。平成２５年に事業が完了しましたという形で載っているので、その分に関しては、平成３０年に公告を出されてるのですが、そこで平成２５年に事業を完了しましたということを謳っているので、２５年までは遡れるていう形態でした。なので、それでも畑総事業が８年経過というのは、該当しないので、引っ掛かってはいるので、こちらに関して

は、あくまでも県が違反転用ということで、補助金返還ということで動くことは無いそうなんですが、こちらに関しては、事業担当である町が、市町村がどうしてもそれは違反転用で認められないということで、補助金返還をお願いしますという形を県に申請すれば、県が農政局と話し合いを持って、そのまま補助金返還に動くということでしたので、まだ市町村の方で、担当課の方で、またそれがどういう形にもっていくかと決まってませんので、それが決まり次第、また、そちらの方は報告したいと思います。

議　長　　他に何かございませんか。

６　番　　補助金はいくら。

事務局　　補助金に関しましては、やっぱり、土地の状況で補助金の１筆に係る補助金がバラバラらしいですが、その係ってる補助金１反当り１、０００万とか３，０００万とかバラツキがあるんですが、その畑総に費やした補助金から分担金で畑総完了後、農家さんに支払ってる分担金を差し引いた金額が補助金返還の対象額になるのではないかという話しにはなってるのですが、その計算に関しては、町があくまでも補助金返還対象としてお願いしますという形で県にその辺りが無い限りは計算できないということで正式な金額は分からないのですが、１筆に係るのか、その工区に係るのか、その辺はまだはっきりとは分からない状況です。

議　長　　他にございませんか。よろしいですね。それでは、これで本日の議事を全て終了いたしました。会議を終了いたします。どうもありがとうございました。